

横須賀美術館ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀美術館が所管するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載に関し特別の定めをするものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、横須賀市広告掲載要綱（平成18年9月1日制定。以下「広告要綱」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バナー広告 ホームページに、広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告をいう。

(2) テキスト広告 ホームページに、広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の文字を掲載して行う広告をいう。

(広告掲載できる者)

第3条 広告掲載をすることができる者は、法人（事業を営む個人を含む。）のうち次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が広告主として適当でないとする者

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載する位置、枠数及び規格については、教育長が別に定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第5条 ホームページに掲載できる広告は、バナー広告又はテキスト広告とする。ただし、設定されたリンクの情報が広告要綱第3条第1項ただし書及び第2項のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(賃借人による広告掲載事務の取扱い)

第6条 市長は、次に掲げる事務を除き、広告掲載に係る一切の事務を、市とホームページの広告掲載スペース貸付に係る賃貸借契約を締結した賃借人（以下単に「賃借人」という。）に取り扱わせるものとする。

(1) 広告要綱第7条に規定する広告掲載の決定

(2) 広告要綱第14条に規定する広告掲載の取消し

(3) ホームページへの広告掲載

(広告掲載をする原稿の提出期限)

第7条 賃借人は、教育長が別に定める規格により広告の原稿を作成し、広告

掲載を開始する日の10日前までに当該原稿を教育委員会に提出しなければならない。

(掲載料の還付)

第8条 広告要綱第13条第1項ただし書の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 広告掲載料の還付の額は、広告掲載することができなかった期間(当該期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。)の広告掲載料に相当する額とする。

(広告掲載の取りやめ)

第9条 賃借人は、広告掲載を取りやめようとするときは、広告掲載取りやめ申出書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告要綱第14条各号に定めるもののほか次のいずれかに該当する場合は、広告要綱第7条に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2号に該当したとき

(2) 第7条の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、賃借人に広告掲載決定取消通知書(第3号様式)をもって通知するものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条第 1 項関係）

広告掲載料還付申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所		
申請者	氏名 (印)	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
電話		
広告掲載期間		
取消年月日		
還付金額		
振 込 先	金融機関名	
	預金種別	
	口座名義人	
	口座番号	

第 2 号様式（第 9 条関係）

広告掲載取りやめ申出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
申出者	氏名 (印)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話	
取りやめ年月日	
取りやめの理由	

備考 取りやめ年月日の欄は、広告掲載をしている場合のみ記入してください。

第 3 号様式（第10条第 2 項関係）

広告掲載決定取消通知書

年 月 日	
住所 氏名	様
横須賀市長	
	印
掲載決定年月日	
取消年月日	
取消対象広告	
取消理由	